平成２３年（フ）第１８６号
福岡県飯塚市伊川82番地132　第５江藤ビル207
債務者　井上　洋和
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１８７号
福岡県飯塚市伊川82番地132　第５江藤ビル207
債務者　井上　　希
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５１７号
大分県臼杵市大字市浜718番地の２
債務者　峯　小夜子（旧姓モージャー）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７４号
盛岡市北天昌寺町２番３号　盛岡デフバプテスト教会２Ｆ、旧住所盛岡市大館町28番７号
債務者　須藤　秋男
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４７５号
盛岡市北天昌寺町４番48号　パルセ大都12号、旧住所盛岡市大館町23番21号
債務者　吉田　美紀
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１３２５号
千葉県船橋市咲が丘３丁目19番13号
債務者　齊藤　　稔
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６７号
千葉市若葉区御成台３丁目10番16号、住民票上の住所千葉県匝瑳市今泉6830番地11
債務者　上杉　五男
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９９号
千葉市緑区あすみが丘９丁目46番地36
債務者　田部井雅敏
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５００号
千葉市緑区あすみが丘９丁目46番地36
債務者　田部井久理
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２３号
千葉県市原市菊間3176番地13
債務者　吉村　　輝
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４３号
千葉県浦安市当代島３丁目17番13号　第２ハイツ弥兵衛102
債務者　秋葉美由紀
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０号
石川県加賀市大聖寺永町ハ24番地５、従前の住所石川県加賀市大聖寺敷地ヲの71番地の２
債務者　北出　弘樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４１２号
滋賀県湖南市石部東２丁目１番34―202号、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘１丁目11番地８
債務者　吉川　洋平
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４６号
大津市札の辻３番24号
債務者　斎藤　大一
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県洲本市本町５丁目２番４号　ラムール洲本102号
債務者　神代　勝子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第３２０号
広島県福山市西深津町１丁目２番７号　コーポあけぼの202、旧住所広島県福山市曙町４丁目10番22号　サニープレイＢ205
債務者　宇田　　聖
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３２４号
広島県福山市新市町大字宮内524番地２
債務者　赤木　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係